

米中協議の概要（10月30日、米中首脳会談）

2025.10.31

CISTEC 事務局

10月25日、26日、マレーシアで閣僚級の米中協議が行われ、10月30日、釜山にて米中首脳会談が行われた。中国政府の発表、米国政府の報道での発言によれば、両者の協議、会談の結果は概ね以下のとおりに整理される。

- ・ 9月29日、**米国 BIS がエンティティリストに掲載された企業等の子会社(50%以上の持分)も掲載企業とみなすルールを**発表したことを受けて、10月9日、**中国がレアース関連の再輸出規制を12月1日に導入すること等を**公告する等、米中両国の間で対立が生じていたが、下記の中国政府の発表によれば、**双方のルールとも、導入を1年間延期することとなった**と発表されている。また、米国 BIS からは公式の発表は未だなされていないが、ペーセント米財務長官も、10月30日の Fox Business のインタビューにて、同様の趣旨の合意に言及し、来週にも合意文書が署名されることを期待するとの発言をしている。なお、50%ルールについては、米国産業界からも、米国からの輸出を抑制する効果があり、貿易赤字の縮小と輸出拡大のトランプ政権の方針に反すると停止を求める意見が出されていた。ⁱⁱ
- ・ 本年5月のジョー・バイデン合意以降、停止期間の期限が到来する前に協議が行われ、再度90日延長されてきたⁱⁱⁱが、今回は、追加関税、入港料引上げを含め、**全て1年間の停止期間**となり、来年11月の米国の中間選挙まで、今回設定された停止期間が存続することになる。ただし、この停止期間の間に米中の対立が再度高まるリスクは排除できず、今後の動向に引き続き注意していく必要がある^{iv}。

商務部報道官が中米クアラルンプール経済貿易協議の共同合意に関する記者の質問に回答（HP 公表から一部を抜粋）商務部新聞弁公室 2025 年 10 月 30 日、CISTEC 仮訳

中米両国元首は、先ほど韓国釜山にて会談を行い、中米経済貿易関係等の議題について踏み込んだ議論を交わし、経済貿易等分野での協力の強化に合意した。中国政府は、米国政府と共に、両国元首会談で得られた重要な合意事項をしっかりと維持・実行していく意向である。クアラルンプールでの協議を通じて、中米経済貿易チームにより以下のような成果と合意が得られた：

一、米国政府は、中国商品（香港特別行政区及びマカオ特別行政区商品を含む）に課されている 10%のいわゆる「フェンタニル関税」を撤廃し、中国商品に対する 24%の相互関税を 1 年間停止する。中国政府は、これに応じて米国の上記関税に対する報復措置を調整する。双方は、一部の関税除外措置を延長することで合意した。

二、米国政府は、9月29日に公布した「50%ルール」に基づく輸出規制の実施を 1 年間停止する。中国政府は、10月9日に公布した関連する輸出規制措置の実施を 1 年間停止し、且つ具体的な方策の精査・細部を調整する。

三、米国政府は、中国の海事、物流及び造船業に対する 301 条調査措置の実施を 1 年間停止する。米国政府による関連措置の一時停止後、中国政府もそれに応じて、米国に対する報復措置の実施を 1 年間停止する。

その他、双方はフェンタニルについての麻薬取締協力、農産物貿易の拡大、特定企業をめぐる個別案件の処理等の問題についても合意に達した。双方はマドリード経済貿易協議の成果を再確認し、米国政府は投資等の分野で前向きな約束を行い、中国政府は TikTok 関連問題の適切な解決に向けて米国政府と協力することに合意した。

クアラルンプール経済貿易協議は積極的な成果を収め、両国が平等、尊重、互惠の精神を堅持し、対話と協力を通じて問題解決の道を見出せることを十分に証明した。経済貿易協議の成果は容易に得られたものではなく、中国政府は米国政府と共に、合意事項の着実な実行に努め、中米経済貿易協力及び世界経済により多くの確実性と安定性をもたらすことを期待している。

ⁱ Fox Business, US-China agreement finalized, signatures expected as soon as next week: Scott Bessent, October 30, 2025, <https://www.foxbusiness.com/video/6384286728112>

ⁱⁱ ロイター、米ロビイ団体、輸出規制拡大ルールの即時停止を要請 大統領に書簡、2025 年 10 月 21 日、
<https://jp.reuters.com/markets/japan/46R7WJNY75L4DKHRWYVZ4EPWV4-2025-10-20/>

ⁱⁱⁱ 米中協議のこれまでの経緯については、別添「米中協議の概要(4 月~10 月下旬)」を参照されたい。

^{iv} 例えば、USTR グリア代表は、トランプ 政権が第 1 期に締結した米中貿易合意を中国が遵守しているかどうかの 30
1 条調査は継続すると発言している。Fox Business, Trump strikes deal on soybeans with China's Xi in South
Korea, Jamieson Greer, October 30, 2025, <https://www.foxbusiness.com/video/6384307638112>.

米中協議の概要(2025 年 4 月~10 月下旬)

2025 年 4 月 2 日(Liberation Day)の米国政府による関税引上げの発表を契機として、米中協議が 10 月末にかけて 5 回行われた(ジュネーブ、ロンドン、ストックホルム、マドリッド、クアラルンプール)。両国政府の発表や報道をベースにこれまでの米中の動向や協議を整理すると以下のとおりである。

1. Liberation Day 以降【4 月 2 日~5 月 11 日】

4 月 2 日以降の報復措置の応酬により 100%を超える関税を両国が相互に課す事態となったが、輸出管理については、中国が 4 月 4 日にレアース関連 7 品目を輸出管理品目リストに追加し、主に米国の軍事関連企業を「輸出管理規制ユーザーリスト」や「信頼できないエンティティリスト」に掲載した¹。一方、米国は、4 月 9 日にリスト規制には該当しない AI 半導体(NVIDIA・H20 等)を対中国向けに輸出する際は許可が必要である旨のインフォームを行った²。これらの禁止的な関税や輸出管理措置により、米中間の貿易が縮小、米国においては、国債金利の上昇、レアースを含有する磁石の供給不足、中国においては、対米向け輸出が減少、米国に依存する物資の不足等の事態が生じたことを受けて、5 月 10 日、11 日にジュネーブで米中協議が行われ、以下の合意が発表された。

(ジュネーブ 合意)

米国は、4 月 2 日に発表した相互関税 34%を 90 日間(8 月 12 日まで)は 10%とし、フェンタニル対策関税 20%と併せて 30%とし、中国は、同期間において追加関税とした 34%を 90 日間(8 月 12 日まで)は 10%とした。非関税措置については、中国は「4 月 2 日以降に講じた報復的な非関税措置については一時停止又は解除する」とし、具体的な措置を明示していない。

5 月 14 日までに米中とも関税については履行し、中国は非関税措置について以下の措置を講じた。

- ・28 の米国企業を「輸出管理規制ユーザーリスト」に掲載した措置を一時停止(90 日間)
- ・17 の米国事業体を「信頼できないエンティティリスト」掲載にした措置を一時停止(90 日間)

中国は、7 種のレアース関連品目を引き続き輸出許可の対象としたが、これらの措置により、上記のリストに掲載された企業も許可申請が可能となる。しかし、中国は、2024 年 12 月、米国向け輸出についての許可方針として、軍事ユーザー又は軍事用途向けについては原則禁止と公表³しており、各リストに軍事関連企業が多く掲載されていることを考慮すると、これらの企業が許可申請をしても認められない可能性が高く、これらの一時停止措置の効果は限定的であると想定できる⁴。

以上のように合意文書からは必ずしも明らかではないが、米国には、この合意後レアース関連品目の輸出規制が緩和され、供給が正常化するとの期待があったと見られる。

2. ジュネーブ 協議以降【5 月 12 日~6 月 8 日】

ジュネーブ 合意以降、中国はレアース関連品目の許可申請を徐々に処理していく動きを示したが、初めての輸出管理制度の本格的な運用となったこともあり、審査部門のリソースや経験の不足⁵、申請を受け付ける地方

組織、関係省庁や税関の慣れない対応、特に、磁石については、税関での成分検査の実施や税関が許可対象品目について商務部とは異なる見解を示す⁶等規制導入時の混乱もあり、米国に限らず、他国においても、磁石の供給が不足する事態が継続した⁷。

また、米国が、ジュネーブ合意直後の5月13日にNVIDIAの製品と競合するファーウェイのAI半導体について、米国EAR違反により開発、製造された可能性が高いことから、それを使用する等の行為は、一般禁止事項10(米国EAR違反が発生した、または発生しようとしていることを知り又は知りうるにもかかわらず取引を進めることの禁止)違反に当たる可能性が高いことを警告し⁸、中国は、輸出管理の濫用としてこれを厳しく批判した。上記に述べた導入時の混乱に加え、この措置が、レアースを含有する磁石の許可申請処理をさらに遅延させたとの見方もある。

これらの状況の下、レアースを含有する磁石は米国のサプライチェーンに十分な量が供給されず、米国は、5月下旬以降、中国が米国に依存する下記の品目等をインフォームにより要許可とする対抗措置を発動した。

- ・ 半導体設計ソフト(3D991,3E991)(シプシス⁹、ケイダンス¹⁰、ジームス¹¹がインフォーム対象企業)
3D991等は比較的ローエンドの半導体を設計するためのソフト、技術であり、ハイエンド半導体を設計するためのソフト(3D001,3D006,3D997)は4月2日以前から規制対象とされている。中国に所在するエンティティを需要者とするもの、又は、国を問わず、全地域において、中国の軍事ユーザーを需要者とするものが許可対象となっている。
- ・ エタン(エンタープライズ・プロダクツ・パートナーズがインフォーム対象企業)
当初、エタン及びブタン(HS29011010)の中国向けの輸出が許可対象とインフォームされた¹²が、その後、ブタンのインフォームは撤回された¹³。これを受けて企業はBISにエタンについて緊急許可を申請したが、6月3日に、許可しない旨の通知があった¹⁴。
- ・ 原子力発電所向け関連機器¹⁵
- ・ 航空機ジェットエンジン¹⁶

これらの措置により、米中双方が対抗し、それぞれ相手が自国に依存する品目の輸出を要許可として制限する事態となった。

3. ロンドン協議以降【6月9日~7月27日】

その後、6月9日、10日、ロンドンにおいて、再度協議が行われることとなった。合意文書の発表は行われていないが、米中各政府が、個別にその合意について発表した内容を整理すると以下のとおりである。

(ロンドン協議結果)

米国は、6月11日に、関税について、従来のバiden前政権時の対中関税に、30%(相互関税10%、フェンタニル対策関税20%)を加算し、米国の対中関税は55%、中国の対米関税は10%と一方的に発表した(中国政府は関税水準については言及せず)。

輸出管理については、6月27日に米中各々が原則合意を発表。米国は商務長官がインビュにおいて大統領が合意文書に署名したこと発表し、中国もレアース関連品目の輸出を法令に従って認める方針であること、米国が講じた対抗措置が撤廃されると発表した¹⁷。この合意に基づき、半導体設計ソフト、エタン等の輸出制限措置は解除され¹⁸、7月14日には、AI半導体(NVIDIA・H20等)についても継続して要許可とするが、軍事用途等の懸念がない場合は輸出を認めるとする方針が表明されている¹⁹。

4. ストックホルム協議以降【7月28日～9月13日】

ジュネーブ合意の90日間の関税停止期間が8月12日に期限を迎えることに対応し、7月28日、29日、ストックホルムで3回目の米中協議が行われ、その協議を踏まえ、8月11日(米東部時間)にストックホルム米中経済貿易会談に関する共同声明を発表²⁰した(米国では同日、相互関税率を修正する大統領令²¹も発出された。)

共同声明では、双方はジュネーブ合意の共同声明を想起し、2025年8月12日までに以下の措置を講じることで合意するとした。

(ストックホルム合意)

- ・米国は、2025年4月2日の大統領令第14257号で定めた中国産品(香港特別行政区および澳門特別行政区の商品を含む)に対する従価関税の追加徴収の実施を継続して修正。2025年8月12日より24%の関税実施を再び90日間一時停止し、同時に当該行政命令に基づきこれら産品に対して残りの10%の従価関税は維持する。
- ・中国は、(1)税委会公告2025年第4号で定めた米国産品に対する追加の従価関税の実施を修正し、2025年8月12日より24%の関税実施を再び90日間一時停止し、同時にこれら産品に対して残りの10%の関税は維持し、(2)ジュネーブ合意に基づき、必要な措置を講じ、又は維持し、米国に対する非関税報復措置を一時停止又は取り消す。

米国は、2025年11月10日までの90日間、相互関税34%のうち、24%の関税を一時停止し、残りの10%を維持するもの(加えてフェンタニル対策関税20%)である。共同声明が発表された同日にはファクトシート²²を公表しており、2024年の対中貿易赤字は2954億ドルで貿易相手国の中で最大となったが、年間ベースではこの赤字は既に大幅に減少しているとしている。また、貿易紛争を解決し、経済関係を強化するための交渉を継続して行うとして、「(トランプ大統領は)我々は中国と非常に良好な関係を築いている」としている。

中国は、追加関税措置に関し、米国と同様に90日間、24%の関税を一時停止し、残りの10%を維持することに加えて、(ジュネーブ合意の共同声明と同様に)非関税報復措置の一時停止等を触れており、商務部は共同声明の同日に、輸出管理規制ユーザーリスト及び信頼できないエンティティリストについて、以下のとおり記者質問に回答(CISTEC 仮訳)している。基本的に、ジュネーブ合意の共同声明後の5月14日の記者質問の回答と同様である。他方で、米国が重視しているレアース品目の輸出規制の取扱いに関しては共同声明や記者質問においても明示的には触れられていない。

○商務部報道官が輸出管理規制ユーザーリストについて記者の質問に回答(2025年8月12日)²³

質問: 私たちが注意を払っているのは、中米ストックホルム経済貿易会談の共同声明で中国側が必要な措置を講じるまたは維持し、米国に対する非関税報復措置を一時停止または取り消すと言及していることです。お伺いします、輸出管理規制ユーザーリストについて何か考慮していることはありますか？

回答: 輸出管理に関わる法理法規の規定に基づいて、商務部は2025年4月4日と9日にそれぞれ第21号、第22号公告を公布し、米国の28の実体を輸出管理規制ユーザーリストに追加し、これら向けの両用品目の輸出を禁止した。中米経済貿易ハイレベル会談の合意を実行に移すため、2025年8月12日より、2025年4月4日に輸出管理規制ユーザーリストに追加した16の米国実体について、引き続き上記関連措置を90日間一時停止する; 2025年4月9日に輸出管理規制ユーザーリストに追加した12の米国実体について、関連措置の執行を停止する。輸出者が上記実体に向けて両用品目を輸出する必要がある場合、《中華人民共和国

両用品目輸出管理条例》の関連規定に基づいて商務部に申請書を提出しなければならない。;商務部は法律法規に従って審査を行い、規定に適合するものは許可を与える。

○商務部報道官が信頼できないエンティティリストの調整措置について記者の質問に回答(2025年8月12日)²⁴

質問:中米ストックホルム経済貿易会談共同声明で中国側は必要な措置を講じるまたは維持し、米国に対する非関税報復措置を一時停止または取り消すと言及しています。お伺いします、信頼できないエンティティリストについて何か考慮していることはありますか?

回答:《中華人民共和国反外国制裁法》《信頼できないエンティティリスト規定》および関連規定に基づき、信頼できないエンティティリスト業務機構は2025年4月4日と9日に、17の米国実体を信頼できないエンティティリストに追加し、上記企業が中国に関わる輸出入活動、および中国国内で新たな投資を行うことを禁止した。中米経済貿易ハイレベル会談の共通認識を実施に移すため、2025年8月12日より、引き続き4月4日の公告(不可靠实体清单工作机制〔2025〕7号)に関連措置を90日間停止し、4月9日の公告(不可靠实体清单工作机制〔2025〕8号)の関連措置を停止する。《信頼できないエンティティリスト規定》の関連規定に基づき、国内企業は上記実体との取引を申請することができ、信頼できないエンティティリスト業務機構は法に従って審査を行い、条件を満たす申請を承認する。

ストックホルム協議までの動向を整理すると、4月2日以降、米国は対抗措置を全てインフォームで発動しており、品目リストや規則自体は変更していない。また、米国がインフォームで要許可とした半導体関連の貨物(NVIDIA・H20等)・設計ソフト(3D991)は比較的ローエンドのもので、バイデン政権下では中国に輸出が認められていたものである。7月末時点でこれらのインフォームによる措置の多くは既に解除され、輸出規制は4月2日以前の状態に戻っている。

中国については、米中合意、緊張緩和を受けて、また、規制導入期の混乱が収束するにつれて、レアース関連品目の輸出許可プロセスは改善してきているが²⁵、その戦略的重要性に鑑み、中国は品目リストや規制自体を維持してきている。

基本的には、米中とも戦略的に重要な分野の輸出管理は継続し、米国は、高性能なAI半導体、半導体製造装置等の対中向け輸出規制を維持し、中国もレアース関連品目の輸出規制は維持してきている。米国が、中国企業であるファーウェイ等の市場シェア拡大を警戒し、AIや半導体の分野で、米国企業の競争上の優位を確保しようとする姿勢に変化は見られない。

(エビデンス H20 の中国向け輸出について)

7月14日のBISの方針転換の発表以降、NVIDIA・H20については要許可のままであるが、懸念がない場合は輸出が認められることになった。米国政府は、NVIDIA・H20に係る方針転換について、レアースを含有する磁石等を中国が供給したことに応じて、性能が劣るローエンドの半導体の輸出を許可する方針としたと説明している。ただし、米国大統領府の高官の一部には、むしろ、広大な中国市場においてもH20等米国製品のシェアを拡大することにより、グローバルな市場において、ファーウェイ等中国企業に対しより競争上優位に立つことができるとして、むしろH20の許可方針転換を積極的に支持する発言もある²⁶。

その後、8月上旬にその売上げの15%を政府に上納することが、NVIDIA・H20の中国向け輸出許可の条件であるとの報道がなされた²⁷。これについて、エビデンスは、四半期報告において、公式にはBISから規則

が公表されておらず、そのような要求は訴訟につながる可能性を示唆しており、両者の見解は一致していない²⁸。一方、中国側では、7月末に、中国インターネット情報弁公室がH20に深刻なセキュリティ上の問題があると公表²⁹、その後も中国企業にその使用を控えるよう指示する等の動きがあり、これに対応して、8月下旬以降エピソードがH20について生産停止をしているとの報道もある³⁰。

(VEU 取消)³¹

米国は、引き続き既存規制は維持しながらも、対中国向けの輸出管理についてその運用を強化し、EAR違反措置の摘発に加え、8月末には、中国において操業しているサムソン、SK ハイニックス、及び TSMC の製造事業体について認証エンドユーザー(VEU)のステータスの取消を発表した。これらのエンドユーザー向けの半導体製造装置等については包括的に輸出が許可されてきたが、これにより個別の輸出許可が必要となる。既存事業継続のための輸出は個別許可で認めるようではあるが、個別許可は時間を要するうえ、事業拡大やアップグレードするための装置等の輸出は制限される可能性がある。在中国の韓国企業、台湾企業関連 VEU による供給というループホールを閉じ、米国から DRAM 等を輸出する米企業を競争上不利にしないための措置であると想定される³²。

(米国はエンティティリスト追加、中国は対外貿易法に基づく調査)

ワシントン 協議の直前に、BIS は中国企業 23 企業をエンティティリストに追加した³³。一方、中国は対外貿易法³⁴第 7 条、第 36 条に基づく調査を発動し、米国の 301 条対中追加関税、2022 年 10 月以降の半導体関連輸出規制、CHIPS and Science Act に基づく中国関連の投資制限、2025 年 5 月 Huawei Ascend を含む中国製 AI 半導体の使用に係る警告等について反差別性調査を開始し、実況に応じて相応の措置を講じるとしている(調査期限は通常 3 か月)。

5. ワシントン 協議以降【9月14日~10月24日】

(TIKTOK についての基本的な枠組み合意)

TikTok 米国事業の売却期限(9月17日)を控え、ワシントンにて閣僚協議が行われ、中国側から、双方の合意として、以下のような発表がされている。TikTok のアルゴリズムは、対外貿易法に基づく細則、技術輸出入管理条例により輸出管理の対象となっているため、中国政府は法に従って、当該技術輸出について審査認可を行う必要がある。

新華社通信、9月15日中米経済貿易会談中国側記者会見、2025年9月16日発信³⁵※CISTEC 仮訳

中国国家インターネット情報弁公室副主任の王京涛はメディアからの質問に回答する中で、中米双方は企業の意向と市場ルールを十分尊重することを基礎として、TikTok 米国ユーザーのデータとコンテンツのセキュリティ業務の運営の委託、アルゴリズム等の知的財産権使用権許可等の方式を通じて TikTok の問題を解決することについて、基本的な合意に達したと指摘した。中国政府は法に従って TikTok がかわる技術輸出、知的財産権使用権許可等の件について審査認可を行う。

技術輸出入管理条例「輸出禁止・輸出制限リスト」³⁶のうち輸出制限リスト

96 ソフトウェアと情報技術サービス業 086501X 情報処理技術

16.中国語および少数民族言語専用の人工知能対話型インターフェース技術

18.データ分析に基づくパーソナライズ化した情報のプッシュ通知サービス技術

(大量データの継続的学習・最適化に基づくユーザーにパーソナライズ化した嗜好の学習技術、ユーザーにパーソナライズ化した嗜好のリアルタイム感知技術、情報コンテンツの特徴のモデリング技術、ユーザーの嗜好と情報コンテンツのマッチング分析技術、推薦アルゴリズムのサポートに用いる大規模分散型リアルタイムコンピューティング技術等)

米国における報道³⁷によれば、TikTokの米国事業はワルケル等を含む投資家コンソーシアムにより買収され、3社が新会社に出資し、パトダンスによる持ち株比率は20%未満に引き下げられるとされている。パトダンス本体から分離され、米国企業を主たるメンバーとするコンソーシアムが米国事業を運営することになるが³⁸、最適動画を推薦するアルゴリズムの技術は、パトダンスが継続して所有し、上述のように中国政府の認可を受けて米国事業体にライセンス供与することで合意が成立したと考えられる³⁹。ライセンス供与の具体的条件等について詳細は明らかになっていない。

米国においては、第二期トランプ政権発足後、輸出管理に加え、デジタル経済や重要インフラにおいて敵対国への依存を解消する取組みも推進されてきており、今回の協議で、その基本的枠組みが合意されたTikTok米国事業の分離も、この取組の一例として捉えることもできる⁴⁰。この取組みについては、第一期トランプ政権において発令された大統領令⁴¹に基づき、2024年末、米商務省が情報通信技術・サービスサプライチェーン確保規則(ICTS)を発表し、敵対国に対し安全なサプライチェーンを確保するための制度的な枠組みが確立され⁴²、その関連の政策として、コネクテッドカー規制の導入による敵対国関連製品の排除⁴³、海底ケーブル供給網から敵対国関連企業を排除する提案⁴⁴等が推進されてきている。これらの措置は、トランプ政権の主要な政策である国内製造業における投資拡大、生産回復とも親和性が高く、今後も持続的に推進されていくと想定され、米国市場における投資や事業運営にあたって留意しておく必要がある。

今回のモントリオール会合には商務長官は参加しておらず、結果として米国の半導体等輸出管理については変更をもたらすような合意はなかったが、中国側もレアアースの輸出管理について何ら言及せず、現行の規制は継続されている。ただし、米国においては、VEUの取消、エンティティリストの追加等、対中向け輸出管理の運用強化の取り組みが継続して行われてきている。中国側は、米側の措置を差別的なものとし、対抗措置のための調査等を開始するも、追加的な対抗措置を未だ講じる段階には至っていない。

初期の米中協議は、主に関税や輸出管理に焦点をあてたものであったが、徐々に、米側が、フェンタニル関連の20%等の関税については維持しながらも、中国の内需拡大、市場開放に言及し、米国製品の輸出、中国側による大豆⁴⁵やボーイング機の購入⁴⁶に関心を高めている。一方、中国側は、H2Oの使用抑制等の動きをみても、自律的な技術開発による経済発展、サプライチェーンの強靱化を目指す方針もあり、米国製品や技術への依存をリスクとみなす傾向を示している。

(Entity List に 50%ルール⁴⁷)

9月29日、米国BISはEntity Listや軍事エンドユーザーリストに50%ルールを導入した。リスト掲載者をエンドユーザーとして輸出する場合、米国EARの対象となる貨物や技術であればBISの許可を申請する必要がある(原則不許可処分)。子会社を設立し、同会社への輸出と偽装することにより当該義務を回避できることから、これまでも米国議会からループホールとして批判されてきた。この50%ルールにより、直接又は間接に50%以上の株式を所有している子会社については、非リスト掲載者であっても、自動的にリスト掲載者とみなされ、許可が必要となり、そのような回避策をとることは難しくなる。また、10月8日は、中東地域への敵対勢力へ部品等を供給しているとして、中国企業16企業、中国3住所を新たにEntity Listに追加している。⁴⁸

(蘭によるネスぺリアの接收、中国による輸出禁止通知)

この 50%ルールの導入により、Entity List に掲載された企業が 50%以上出資する企業は、全てリスト掲載者となり、例えば、掲載企業である Wingtech(中国企業)が間接的に 50%以上出資するネスぺリア(蘭半導体企業)も掲載者とみなされる。その結果、ネスぺリアとの間での米国 EAR 対象の貨物の取引や技術の供与も要許可(原則不許可処分)となる⁴⁹。

9 月 30 日、蘭政府は、深刻なガバナンスの欠陥等を理由に、物品供給法(Wet beschikbaarheid goederen)を発動した⁵⁰。10 月 7 日、商工会議所がネスぺリア取締役を停職処分に、Wingtech が所有する株を独立した管理者の管理下に置き、蘭政府は、ネスぺリアに、許可なく部品の移転、幹部の解雇等を 1 年間禁止する命令を発出した。これらの措置は、ネスぺリアが欧州の自動車産業等に半導体を供給するという重要な役割を担っていることがその背景にあると考えられる⁵¹。

ネスぺリアは、中国において、半導体の後工程の拠点を有しているが、中国商務部は、10 月 4 日、ネスぺリア及びその下請け業者が中国で製造した特定の完成品やサブアセンブリを輸出することを禁止する通知を発出した。また、後述するように、中国は、10 月 9 日には、レアースの再輸出規制を、中国原産レアースの再輸出規制については即日施行し、中国原産レアースの組込品目、中国原産レアース技術から製造された品目については 12 月 1 日から導入することを公表したが、ネスぺリアが欧州で製造する半導体関連品目等には中国原産のレアースが 0.1%以上含有されている可能性があり、蘭から半導体関連品目を輸出する場合は、再輸出に該当し、中国政府の許可が必要となることも想定される。この事例が示すように、今回の米国 BIS による 50%ルールの導入により、中国企業が 50%以上出資する企業については、出資元の中国企業が Entity List に掲載されると自動的に出資先の企業も Entity List に掲載されたとみなされ、米国 EAR の対象品目の取引が要許可、原則不許可処分ということになることに注意する必要がある(米国外での域外適用もあり)。報道によれば、中国の輸出禁止という対抗措置も講じられたこともあり、現実には、ネスぺリアから半導体の供給を受けている自動車メーカー等に影響が出ているようである。

(レアース 7 種再輸出規制、5 種追加輸出規制、レアース関連材料・製造設備等輸出規制、リチウム電池関連品目及び関連設備・技術輸出規制⁵²)

中国は、上述したように、既に 4 月から輸出規制の対象となっている 7 種のレアースについて再輸出規制を導入することを公表し、10 月 9 日、即日施行で、レアースの採掘、製錬・分離、磁性製造等の関連技術の輸出を制限する措置(中国内でのみなし輸出も規制、規制対象外の技術であってもレアース関連用途に用いられることを知っていれば要許可とするキャッチオール規制も導入)を講じている。

加えて、同日の公告で、新たに 5 種のレアース(合金やターゲット材を含む)を規制対象に追加(現段階で再輸出規制は適用せず)、加えてレアース全体 17 種のうち 12 種を規制対象とし、レアース原材料やレアースの製造設備も規制対象としている。さらには、同日の公告で、高性能のリチウム電池、正極材料(リン酸鉄リチウム系及び三元系の双方)の製造設備及び負極材料(黒鉛関連品目)の生産技術等を規制対象に追加している(2025 年 10 月 9 日公布、11 月 8 日施行)。

また、10 月 9 日、中国は対外貿易法、国家安全法及び反外国制裁法等に基づき、米国の防衛関連企業 Dedrone by Axon や、カナダの調査会社 TechInsights Inc.・同日本子会社を含む 14 社を、台湾との軍事技術協力、中国に関する悪質な発言、外国政府による中国企業への抑圧支援などを理由として、信頼できない Entity List に掲載したことを発表した。(2025 年 10 月 9 日公布・施行)⁵³。

対外貿易法(輸出禁止・制限リスト)と輸出管理法(両用品目輸出管理リスト)

中国の輸出制限については、対外貿易法に基づくものと輸出管理法に基づくものがある。

前者の対外貿易法は、WTO 協定を踏まえ、第 15 条(国家安全、国内供給の不足、天然資源の保護、国際収支均衡、法律等に基づく制限、条約に基づく制限等)、第 16 条(核、兵器関連等)に定める範囲内で輸出入を禁止又は制限できるとするものであるが、後者の輸出管理法は、国の安全と利益を守り、不拡散防止等国际義務を履行するため管理を行うものである。輸出管理法については、民生用途については輸出を認め、軍事用途は認めないという原則が表明されているが、対外貿易法では、輸出禁止項目もあり、また、輸出制限項目の運用方針は明らかではなく、また、重複する場合の両者の適用関係も明らかではない。

品目別にみると、輸出管理法では、今回の措置を含めると

- ・ 黒鉛(1C108)、レアース[1C902~1C913(12 種)、1E902(採掘・製錬等技術、磁性材料製造技術)、1C914(原材料等)、2B902(生産加工設備)]、ガリウム(3C001)、ゲルマニウム(3C002)、アンチモン(3C003)
- ・ リチウムイオン電池(3A001)、同電池製造設備(3B901)、同電池生産技術(3E901.a)、正極・負極材料(3C901、3C902)、電池正極・負極材料生産設備(3B901)、電池負極材料生産技術(3E901.b)

が対象となっている。

一方、対外貿易法では、

- ・ 「輸出禁止項目」:レアース磁石製造技術(083201 J)
- ・ 「輸出制限項目」:レアース採掘・精錬等技術(083201 X)、電池正極材料調整技術(252604 X)

が既に指定されており、レアース関連では規制の重複が生じているが、電池関連では、輸出管理法では規制されていない正極材料関連の技術輸出を規制しており、棲み分けが図られている。

(米中による船舶入港料の引き上げ)

海事産業再興に向け、米国 USTR が、4 月 17 日に通商法 301 条措置を発表し、6 月 6 日に修正案を公表、10 月 3 日、米国税関・国境警備局(CBP)が通知を発出、10 月 10 日、USTR が一部修正、さらに追加の修正案を公表し、11 月 10 日までに意見公募を行っている⁵⁴。

10 月 14 日時点の内容に基づき、同日から既に入港料の徴収は開始されており、中国の運航者が運航する、又は中国事業体が所有する船舶の寄港等について、純トン数に基づき入港料が課金されている。一定の適用除外要件のもと、中国製の船舶を対象に純トン数又はコンテナ単位の料金に基づき課金、米国外で建造された自動車運搬船を対象に課金等なされている。

このような米国の措置をあらかじめ予期して、中国は 9 月 29 日、海運条例を公布し、米国の措置に対抗する措置を講じることができる制度の整え、10 月 10 日に、米国関連船舶に対して 10 月 14 日から特別料金を課すと発表した。米国の企業等が所有する又は運営する船舶、米国を旗国とする船舶、米国で建造された船舶等が対象となっている。同時に、中国は、10 月 14 日、韓国の造船大手 Hanwha Ocean の米国関連

5 社に対して制裁措置を発動した⁵⁵。同社は、2024 年に米国のフリート造船所を買収し、その後 50 億ドル規模の追加投資を表明するなど、米国の造船再建に協力している企業である。なお、報道によれば、8 月下旬の協議において、中国は、米国が入港料引上げに踏み切った場合、対抗措置をとることを警告したとされている⁵⁶。

（米中の対立再燃）

ジュネーブ合意では、一時的に、関税を相互に引き下げ、米国の関税引上げに対する中国の対抗措置を停止することが合意されたが、その後の中国から米国へのレアース関連品目の供給については双方の期待に相違があったように思われる。中国は、レアース関連品目の輸出管理は、安全保障の観点から行う国際的な慣行に沿った措置であると説明をしている⁵⁷。米側がジュネーブ合意のフレームワークを、相互関税、フェンタニル関連関税、米国関税引上げに対抗する中国の措置としているのに対し、中国側から見れば、そのフレームワーク以外の米国の措置(Entity List 拡大(50%ルール導入を含む)、船舶入港料等)の影響を受けているとの認識がある。

¹ CISTEC 解説、「米国による相互関税発表（4/2）後の中国による対抗的規制動向（改訂版）」（2025.4.24）, https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhoshho/china/data/20250407.pdf

² NVIDIA, Current Report, SEC Commission File Number 0-23985, April 9, 2025, <https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1045810/000104581025000082/nvda-20250409.htm>

³ CISTEC 解説、「中国商務部による輸出管理条例等に基づく米国向けの両用品目に対する輸出管理の強化について（速報）」、2024 年 12 月 3 日、
https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhoshho/china/data/20241203.pdf

⁴ ロイター、「米中貿易枠組み合意、軍事用レアース問題が未解決＝関係筋」、2025 年 6 月 15 日
<https://jp.reuters.com/markets/japan/funds/7NSW3AJH5ROKTCR73KA3ADT63U-2025-06-15/>

⁵ ロイター、「アングル:世界の自動車供給網、命運はひと握りの中国官僚に」、2025 年 6 月 6 日
<https://jp.reuters.com/world/us-politics/NZN6XIWHJZLJFJJ2Y5YZX77P4U-2025-06-06/>

⁶ ロイター、「中国税関、一部レアース磁石の輸出停止 規制巡り混乱＝関係筋」、2025 年 5 月 27 日
<https://jp.reuters.com/markets/commodities/KDG5OUFIJVI6HKATHWB43ZXVLA-2025-05-27/>

⁷ ロイター、「中国レアース磁石出荷、5 月は前月から半減 輸出規制で」、2025 年 6 月 20 日
<https://jp.reuters.com/markets/commodities/A7OGZZQWDNKUJBPCRXX7X7IUUVQ-2025-06-20/>

⁸ CISTEC 解説、「米商務省 BIS がファーウェイ社等中国企業その他の懸念国企業が開発又は製造の 3A090 該当 IC(先端コンピューティング IC)の使用等が EAR 違反となるリスクを警告するガイダンスを公表」、2025 年 5 月 15 日、<https://www.cistec.or.jp/members/z1905sokuho/20250515.pdf>.

⁹ Synopsys, Issues Statement in Connection with BIS Letter, <https://news.synopsys.com/2025-05-29-Synopsys-Issues-Statement-in-Connection-with-BIS-Letter>

¹⁰ CADENCE DESIGN SYSTEMS, INC, SEC Commission File Number 000-15867, Current Report, <https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/813672/000081367225000079/cdns-20250523.htm>

¹¹ ロイター、「米、半導体設計ソフトの対中輸出を制限 化学品や工作機械も＝関係筋」、2025 年 5 月 29 日、
<https://jp.reuters.com/world/us/SJFVK477TJOF5DNMBN2ZWWSPPEM-2025-05-28/>

¹² ENTERPRISE PRODUCTS PARTNERS L.P., SEC Commission File Number 1-14323, CURRENT

REPORT, <https://ir.enterpriseproducts.com/static-files/d9a10bdc-09c2-4953-83ff-cb7e26d53c51>

¹³ Business Wire, BIS Issues Notice of Intent to Deny Applications for Licenses to Export Three Ethane Cargoes to China, June 4, 2025, <https://www.businesswire.com/news/home/20250604406036/en/BIS-Issues-Notice-of-Intent-to-Deny-Applications-for-Licenses-to-Export-Three-Ethane-Cargoes-to-China>

¹⁴ Enterprise Products Partners L.P., Press Release, BIS Issues Notice of Intent to Deny Applications for Licenses to Export Three Ethane Cargoes to China, June 4, 2025, <https://ir.enterpriseproducts.com/news-releases/news-release-details/bis-issues-notice-intent-deny-applications-licenses-export-three>

¹⁵ ロイター、「米、中国の原発向け関連機器の輸出許可を停止＝関係筋」、2025 年 6 月 7 日、<https://jp.reuters.com/markets/commodities/OT3E4BG6RVJMLJUM5SGCV2P7ZM-2025-06-06/>

¹⁶ ロイター、「米政府、中国国有航空機メーカーへのエンジン輸出停止＝NYT」、2025 年 5 月 29 日、<https://jp.reuters.com/markets/global-markets/LN2SZBLKZ5JHLL5C7P6J7NO62A-2025-05-29/>

¹⁷ Truth Social, Donald Trump, June 11, 2025, <https://truthsocial.com/@realDonaldTrump/posts/114664632971715644>, 中国商務部、「商务部新闻发言人就中美伦敦框架有关情况答记者问」、2025 年 6 月 27 日、https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyth/art/2025/art_86bfd1f5c4a34e4c91bff252c50a0cbc.html, ブルームバーグ、「米中、関税休戦への署名を確認」、2025 年 6 月 27 日、

<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2025-06-26/SYHDKUDWX2PS00>

¹⁸ ブルームバーグ、「米が中国向け半導体設計ソフト輸出規制撤回・貿易枠組み合意の実行」、2025 年 7 月 3 日、<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2025-07-03/SYSS0NT1UM0W00?srnd=cojp-v2>

¹⁹ NVIDIA to resume H20 sales to China, announces new, fully compliant GPU for China, July 14, 2025, <https://blogs.nvidia.com/blog/nvidia-ceo-promotes-ai-in-dc-and-china>. NVIDIA は H20 の中国への販売再開を公表している。また、米大統領府科学技術政策局マイケル・クラチオス局長も、以下の CSIS のイベントにおいて、H20 の対中国向けの輸出には許可が必要であるが、懸念がない場合は輸出が認められるという趣旨の発言をしている。<https://www.csis.org/events/unpacking-white-house-ai-action-plan-ostp-director-michael-kratsios>。なお、H20 についての米国政府の方針転換との関係は明らかではないが、7 月 14 日付で、中国政府国家市場監督管理総局が「Synopsys 社による ANSYS 社の株式買収案の独占禁止審査を制限性条件付きで承認する決定に関する市場監督管理総局の公告」（中国語：市场监管总局关于附加限制性条件批准新思科技公司收购安似科技公司股权案反垄断审查决定的公告）を公表している。https://www.samr.gov.cn/zt/qhfdzf/art/2025/art_5a07a899349b4855aa914010b3971b63.html

²⁰ ストックホルム米中経済貿易会談に関する共同声明

<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/2025/08/joint-statement-on-u-s-china-economic-and-trade-meeting-in-stockholm/>（ホワイトハウスサイト 2025 年 8 月 11 日）

https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/rcxwfb/art/2025/art_0453aabb67694e04a9eef99753d0f161.html（中華人民共和国商務部サイト 2025 年 8 月 12 日）※別紙（新華網 CISTEC 仮訳）

²¹ 中国との継続的な協議を踏まえ相互関税率をさらに改定

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/08/further-modifying-reciprocal-tariff-rates-to-reflect-ongoing-discussions-with-the-peoples-republic-of-china/>（ホワイトハウスサイト 2025 年 8 月 11 日）

²² ファクトシート：トランプ大統領、対中関税引き上げの停止を継続

Fact Sheet: President Donald J. Trump Continues the Suspension of the Heightened Tariffs on China – The White House

²³ 「商务部新闻发言人就出口管制管控名单答记者问」（中華人民共和國商務部ข่าว新聞發布・新聞發言人談話 2025 年 8 月 12 日）

https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyrrth/art/2025/art_2d1e85ffaebf4ed9913f35f2afb5c436.html

²⁴ 「商务部新闻发言人就调整不可靠实体清单措施答记者问」（中華人民共和國商務部ข่าว新聞發布・新聞發言人談話 2025 年 8 月 12 日）

https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyrrth/art/2025/art_da163bd3b6c74b468f43a58cf3d0b633.html

²⁵ ロイター、「中国レアース磁石、6 月対米輸出が急回復 前月比 7 倍超に」、2025 年 7 月 21 日

<https://jp.reuters.com/markets/commodities/6HYMS2TB3BMPVFXSBARUML5MVA-2025-07-21>

²⁶ Bloomberg Talks: David Sacks, White House AI & crypto czar David Sacks speaks on the importance of the US investing in AI, data centers, and chips with Bloomberg's Ed Ludlow, July 16, 2025,

<https://www.bloomberg.com/news/audio/2025-07-15/bloomberg-talks-david-sacks-podcast>

²⁷ フルームバーグ、エヌビディアと AMD、米政府に中国売上高の 15% 支払いへ、2025 年 8 月 11 日、

<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2025-08-10/T0SU6DGP493M00>

²⁸ NVIDIA CORPORATION, QUARTERLY REPORT, p.36, August 27, 2025,

<https://investor.nvidia.com/financial-info/sec-filings/sec-filings-etails/default.aspx?FilingId=18733386>,

²⁹ 国家互联网信息办公室就 H20 算力芯片漏洞后门安全风险约谈英伟达公司、2025 年 07 月 31 日、

https://www.cac.gov.cn/2025-07/31/c_1755675743897163.htm

³⁰ フルームバーグ、エヌビディア、H20 半導体関連の生産停止を要請、2025 年 8 月 22 日、

<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2025-08-22/T1DCL8GOYMTS00>

³¹ CISTEC、サムソン、SK ハイニックス、インテルの中国の各半導体関連子会社の認証エンタープライズ（VEU）資格を取消（12/31 施行）、<https://www.cistec.or.jp/members/z1905sokuho/20241209.pdf>。

³² Reuters, US makes it harder for SK Hynix, Samsung to make chips in China, August 31, 2025, <https://www.reuters.com/sustainability/society-equity/us-makes-it-harder-sk-hynix-samsung-make-chips-china-2025-08-30>

³³ CISTEC、米商務省 BIS が 32 企業を Entity List に新規掲載、

<https://www.cistec.or.jp/members/z1905sokuho/20250916.pdf>

³⁴ 中華人民共和國对外贸易法、

<https://exportcontrol.mofcom.gov.cn/article/zcfg/gnzcfc/flfg/202404/991.html>

³⁵ 新华社、中美就妥善解决 TikTok 问题达成基本框架共识、2025 年 9 月 16 日、

https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202509/content_7040852.htm

³⁶ CISTEC 解説、中国における「輸出禁止・輸出制限技術リスト」の施行について（第 2 版）、2023 年 12 月 26 日、<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20231226.pdf#page=10>

³⁷ フルームバーグ、TikTok 米国事業、オラクル含む投資家連合が買収へ、2025 年 9 月 17 日、

<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2025-09-16/T2P2LUGOYMTF00>

³⁸ 米国大統領府の報道官によれば、新たな事業体の取締役 7 人のうち 6 人は米国人、アルゴリズムは米国が管理、米国企業オラクルが米国人ユーザーのデータを管理し、中国側からはアクセスできないという枠組みが合意され、数日中に署名されると報道しているが、これらについて中国側の発表では言及はない。フロームバーグ、

TikTok、取締役 7 人中 6 人が米国人に「アルゴリズム」も米側が管理へ、2025 年 9 月 21 日、

<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2025-09-21/T2X2OKGOYMTD00?srnd=cojp-v2>

³⁹ 9 月 15 日、マドリードでの協議中、中国市場監督管理総局は、NVIDIA 社による Mellanox Technologies 社の株式買収案について、過去その承認の際して課した制限条件に違反しており、これに対して更なる調査を実施することを公表したが、この公表と協議の関係は明らかではない。中国当局の発表については、**別添 2 ※CISTEC 仮訳**を参照。

⁴⁰Reva Goujon and Juliana Bouchaud, Rhodium Group, The Clawback: Reclaiming Strategic Assets from China, March 31, 2025. <https://rhg.com/research/the-clawback-reclaiming-strategic-assets-from-china/>

⁴¹Executive Order 13873 of May 15, 2019, Securing the Information and Communications Technology and Services Supply Chain, <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2019-05-17/pdf/2019-10538.pdf>

⁴²BIS, Commerce Issues Final Rule to Formalize ICTS Program, December 5, 2024, <https://www.bis.gov/press-release/commerce-issues-final-rule-formalize-icts-program>

⁴³BIS, Connected Vehicles, <https://www.bis.gov/connected-vehicles>

⁴⁴FCC, FCC Acts to Accelerate Submarine Cable Buildout & Security, Aug 13, 2025, <https://www.fcc.gov/document/fcc-acts-accelerate-submarine-cable-buildout-security-0>

⁴⁵「ブルームバーグ」、トランプ氏中国に米国産大豆「4 倍」購入促す、2025 年 8 月 11 日、<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2025-08-11/T0TB5JGP493A00>

⁴⁶「ブルームバーグ」、ホーイング、中国と最大 500 機の販売契約に向け最終調整、2025 年 8 月 21 日、<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2025-08-21/T1CES4GOYMTF00>

⁴⁷ CISTEC、米国 EAR 改正：Entity List、軍事エンドユーザーリストの明文上の非掲載者でも同リスト掲載者に直接又は間接に 50%以上所有されている場合は同リスト掲載とみなす 50%ルールを適用等(補足版)、2025 年 10 月 6 日、<https://www.cistec.or.jp/members/z1905sokuho/20251002.pdf>

⁴⁸ CISTEC、米商務省 BIS がイランやその代理組織・フロント企業への拡散やその調達支援等を理由として中国 16 企業・中国 3 住所・トルコ 9 企業・UAE 1 企業を Entity List に新規掲載、2025 年 10 月 10 日、<https://www.cistec.or.jp/members/z1905sokuho/20251010.pdf>

⁴⁹ 米国 BIS による 50%ルールの導入が蘭政府によるネクスペリアの接収に与えた影響については、アムステル地方裁判所の判決に記載されている。
<https://uitspraken.rechtspraak.nl/details?id=ECLI:NL:GHAMS:2025:2752&showbutton=true&keyword=Nexperia&idx=1>

⁵⁰Government of the Netherlands, Minister of Economic Affairs invokes Goods Availability Act、2025 年 10 月 12 日、<https://www.government.nl/latest/news/2025/10/12/minister-of-economic-affairs-invokes-goods-availability-act>

⁵¹Nexperia, Update on company developments, 2025 年 10 月 14 日、<https://www.nexperia.com/about/news-events/press-releases/update-on-company-developments>

⁵² CISTEC、中国によるレアアース関連貨物及び技術の輸出管理規制の強化について、https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhoshho/china/data/20251009.pdf、
中国によるレアアースを含む重要鉱物資源等に関する輸出管理規制の強化、
https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhoshho/china/data/20251015.pdf

⁵³ CISTEC、中国が米国の防衛関連企業やカナダの調査会社(日本子会社含む)等 14 社を信頼できない Entity List に追加、https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20251010.pdf

⁵⁴ 以下の記述は運輸総合研究所のレポートに依拠している。運輸総合研究所、米国の海事産業再興に向けた一連の動きについて、2025 年 10 月 14 日

https://www.jttri.or.jp/topics/kenkyu_report/2025/301.html

⁵⁵ CISTEC、中国が韓国造船企業（ハンファグループ（韓華海洋株式会社））の米国関連子会社 5 社を反外国制裁法に基づく報復リストに掲載、

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20251016.pdf

⁵⁶ ブルームバーグ、米財務長官、中国通商担当のアポなし訪問を「戦狼外交」想起と非難、2025 年 10 月 16 日、<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2025-10-16/T47E7PGOT0JN00>

⁵⁷ 商务部、商务部新闻发言人就加强稀土相关物项出口管制应询答记者问、2025 年 10 月 9 日、https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyrrh/art/2025/art_16a0593dcadd4030959c3691cf39bb26.html